第13回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

① 事業報告の「新株予約権等の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

株式会社アイリッジ

法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレスhttps://iridge.jp）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2013年10月25日	2014年４月11日
新株予約権の数		60個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　12,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　12,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 38,000円 （１株当たり　190円）	新株予約権１個当たり 38,000円 （１株当たり　190円）
権利行使期間		2015年11月14日から 2023年９月13日まで	2016年５月１日から 2024年２月29日まで
行使の条件		（注）1.	（注）1.
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　２名（注）2.	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　２名（注）2.

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2015年２月13日	2018年３月９日
新株予約権の数		100個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　600株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり　500円）	新株予約権１個当たり 151,900円 （１株当たり　1,519円）
権利行使期間		2017年２月27日から 2024年12月26日まで	2020年４月６日から 2024年４月５日まで
行使の条件		（注）1.	（注）5.
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　92個 目的となる株式数　18,400株 保有者数　２名（注）2.	新株予約権の数　6個 目的となる株式数　600株 保有者数　１名（注）3.
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　8個 目的となる株式数　1,600株 保有者数　１名（注）4.	―

（注）1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

2. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

3. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

4. 取締役（監査等委員）１名に付与している新株予約権は、当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。

5. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は関係会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

6. 2017年５月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第８回新株予約権
発行決議日		2020年３月27日
新株予約権の数		93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,300株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 70,400円 （１株当たり 704 円）
権利行使期間		2022年４月17日から 2026年２月28日まで
行使の条件		(注)
従業員等への交付状況状況	当社従業員	新株予約権の数 65個 目的となる株式数 6,500株 交付者数 25名
	当社子会社従業員	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 2,800株 交付者数 11名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

・新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることを要します。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではありません。

・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

・新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、権利行使することはできません。

・新株予約権１個未満の行使はできません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の４第２項第５号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役職員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。

ロ）法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。

ハ）取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ニ）職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ）当社の取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。

ロ）当社の取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）当社及び子会社の損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。

ロ）当社及び子会社の取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

ハ）不測の事態が発生した場合には、当社又は子会社の代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）当社の取締役会は原則として毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ）当社及び子会社の職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
ハ）当社及び子会社の業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保する体制
当社は、当社の役職員を子会社の役員とすることで、子会社の重要業務の適正な運営を図るとともに、内部監査の実施により子会社の内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等の指導を行う。

⑥　当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ）当社の監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
ロ）当該使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査等委員会の同意を受けた上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

⑦　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計参与及び使用人、並びに子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ）当社の取締役、会計参与及び使用人、並びに子会社の役職員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
ロ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計参与及び使用人、並びに子会社の役職員等は、当社の監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。
ハ）報告を行った者が、当社の監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑧　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）当社の監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ハ）当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、当社の監査等委員が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑩　反社会的勢力を排除するための体制

当社は、当社及び子会社において反社会的勢力対応規程を定め、その基本方針として、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、グループ会社を含む各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

② リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会は監査等委員３名（うち社外取締役３名）で構成され、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議等を行っております。

また、監査等委員は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

④ グループ会社の管理体制

グループ会社の管理については、取締役会において、グループ各社の業績及び営業状況を確認しております。また、グループ会社において重要な決議等を実施する場合には、事前に報告を受け、必要に応じて意見交換を実施しております。

⑤　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループでは、事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については取締役会に報告されております。

⑥　反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、社内規程に基づき、反社会的勢力とは一切関係を断つとともに、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。

また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,067,155	1,196,888	250,755	△270	2,514,528
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	6,000	6,000			12,000
新株の発行（第三者割当による増資）	95,583	95,583			191,166
資本剰余金増加額（子会社株式の取得）		△47,534			△47,534
親会社株主に帰属する当期純利益			12,655		12,655
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	101,583	54,048	12,655	－	168,287
当期末残高	1,168,738	1,250,937	263,410	△270	2,682,815

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△5,539	△5,539	7,094	252,656	2,768,740
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					12,000
新株の発行（第三者割当による増資）					191,166
資本剰余金増加額（子会社株式の取得）					△47,534
親会社株主に帰属する当期純利益					12,655
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,539	5,539	2,745	△31,652	△23,366
当期変動額合計	5,539	5,539	2,745	△31,652	144,920
当期末残高	－	－	9,840	221,004	2,913,660

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　２社

② 連結子会社の名称　株式会社Ｑｏｉｌ（2021年４月１日付で株式会社DGマーケティングデザインから株式会社Ｑｏｉｌへ商号変更いたしました。）
株式会社フィノバレー

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ）その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ）たな卸資産

仕掛品　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～15年
工具、器具及び備品	２年～８年

ロ）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウエア	３年又は５年（社内における見込利用可能期間）

ハ）長期前払費用

期間均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

ロ）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は５年又は12年であります。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)　繰延税金資産の回収可能性
①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
連結子会社である株式会社Ｑｏｉｌの繰延税金資産　348,457千円
②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
イ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
リアルプロモーション関連を主たる事業領域とする株式会社Ｑｏｉｌでは、設立時に認識した資産調整勘定の償却及び新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響により、当連結会計年度末において重要な税務上の欠損金に係る繰延税金資産を181,226千円計上しています。
この税務上の繰越欠損金については、繰越期間にわたる将来の課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）の見積額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しています。
ロ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
株式会社Ｑｏｉｌでは、これまで培ってきた顧客企業との安定的な関係を基盤にして、新型コロナウイルス感染症の影響下からリアルプロモーション市場が回復するのに応じて利益計上が見込まれるとの仮定をおいて、会計上の見積りを行っております。
定量的には、2022年３月期後半以降にリアルプロモーション関連領域の需要が徐々に回復し、2025年３月期には同社の業績が新型コロナウイルス感染症の拡大前と同水準に回復するものとの仮定をおいています。
ハ）翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の急拡大や長期化等により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。
(2)　のれんの減損判定
①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
連結子会社である株式会社Ｑｏｉｌに係るのれん　461,363千円
②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
イ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
当社グループでは、2018年８月１日に実施した企業結合によって、株式会社Ｑｏｉｌに関して、主たる事業領域であるリアルプロモーション関連領域の市場環境、同社固有の事業状況（顧客企業との安定的な関係に基づく事業継続性）等を踏まえたうえで、のれんを計上しています。
リアルプロモーション関連領域を営む同社は、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、顧客企業の予算縮小やプロモーションの延期・中止といった影響を受けました。当該影響により株式会社Ｑｏｉｌに係るのれんについて減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しました。
ロ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
(1)②ロに記載のとおりです。

ハ）翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

(1)②ハに記載のとおり、見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　51,162千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　6,955,500株

（2）当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　170株

（3）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（4）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　260,600株

6. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する会社の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、３か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,440,086千円	1,440,086千円	―千円
(2) 受取手形及び売掛金	811,459	811,459	―
(3) 電子記録債権	27,499	27,499	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	20,080	20,080	―
資産計	2,299,124	2,299,124	―
(1) 買掛金	335,235	335,235	―
(2) 長期借入金（※）	450,000	450,114	114
(3) 未払法人税等	82,239	82,239	―
負債計	867,474	867,588	114

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券369,810千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. １株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産　385円　72銭

（2）１株当たり当期純利益　１円　88銭

8. 重要な後発事象に関する注記

（新株予約権（有償ストック・オプション）の発行）

当社は、2021年５月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式　361,200株

(3) 新株予約権の発行価額

本新株予約権１個当たりの発行価額は、1,300円とする。

(4) 新株予約権の総数

3,612個（新株予約権１個当たりの目的となる株式数　100株）

(5) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役　３名

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2021年６月14日から2031年６月15日まで

(7) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権１個当たり　71,700円（１株当たり　717円）

(8) 新株予約権の割当日

2021年５月31日

(9) 新株予約権の行使の条件

イ）新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の１ケ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りでない。

ａ．当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

ｂ．当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

ｃ．当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

ｄ．その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

ロ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ハ）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,067,155	1,060,155	28,971	1,089,126	292,425	292,425	△270	2,448,435
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	6,000	6,000		6,000				12,000
新株の発行（第三者割当による増資）	95,583	95,583		95,583				191,166
当期純利益					192,464	192,464		192,464
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	101,583	101,583	－	101,583	192,464	192,464	－	395,630
当期末残高	1,168,738	1,161,738	28,971	1,190,709	484,890	484,890	△270	2,844,066

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7,094	2,455,530
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		12,000
新株の発行（第三者割当による増資）		191,166
当期純利益		192,464
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,745	2,745
当期変動額合計	2,745	398,376
当期末残高	9,840	2,853,907

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ） 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ） その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年
工具、器具及び備品	３年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウエア	３年又は５年（社内における見込利用可能期間）

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は５年であります。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の減損判定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

連結子会社である株式会社Ｑｏｉｌに係る関係会社株式 1,484,755千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ）当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社Ｑｏｉｌの株式については、子会社株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としています。

リアルプロモーション関連領域を営む同社は、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、顧客企業の予算縮小やプロモーションの延期・中止といった影響を受けました。ただし、連結注記表3(1)②ロに記載の仮定にも鑑み、「実質価額が著しく低下」している状況にはないと判断し、有価証券の減損処理は行わないと判断しました。

ロ）当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

連結注記表3(1)②ロに記載のとおりです。

ハ）翌事業年度の計算書類に与える影響

連結注記表3(1)②ハに記載のとおり、見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌事業年度において、有価証券の減損処理を行う可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	28,564千円
（2）関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,320千円
短期金銭債務	7,059千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売　上　高	2,952千円
仕　入　高	15,793千円
営業取引以外の取引高	13,647千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	170株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	18,196千円
賞与引当金	40,385
資産除去債務	7,103
子会社株式	5,234
一括償却資産	3,577
未払事業税	6,084
未払金	3,725
未払費用	5,921
未払事業所税	615
資産調整勘定	6,188
繰延税金資産合計	97,033
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	930
繰延税金負債合計	930
繰延税金資産の純額	96,102

8. 関連当事者との取引に関する注記

（1）法人主要株主

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社デジタルガレージ	—	業務受託 役員の兼任	子会社株式の取得（注）	50,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.前事業年度末において主要株主であった株式会社デジタルガレージは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。なお、主要株主の異動を確認したため、2021年３月16日付で臨時報告書（主要株主の異動）を提出しております。このため、取引金額は主要株主であった期間の取引金額を記載しております。

2.取引条件および取引条件の決定方針等

株式の取得については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(2)子会社等

該当事項はありません。

9. １株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産	410円32銭
（2）１株当たり当期純利益	28円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。